

第 11 期 中 間 決 算 公 告

平成 23 年 12 月 27 日

東京都千代田区神田錦町三丁目 26 番地
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 石井 茂

中間連結貸借対照表（平成 23 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|---------------------------|-----------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け 金 | 47,579 | 預 金 | 1,644,316 |
| コールローン及び買入手形 | 10,000 | コールマネー及び売渡手形 | 10,000 |
| 金 銭 の 信 託 | 14,261 | 借 用 金 | 2,000 |
| 有 価 証 券 | 887,802 | 外 国 為 替 | 10 |
| 貸 出 金 | 776,530 | そ の 他 負 債 | 59,041 |
| 外 国 為 替 | 7,109 | 賞 与 引 当 金 | 312 |
| そ の 他 資 産 | 23,382 | 退 職 給 付 引 当 金 | 435 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,384 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 86 |
| 無 形 固 定 資 産 | 5,083 | ポ イ ン ト 引 当 金 | 80 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 3,451 | 特 別 法 上 の 引 当 金 | 5 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 1,000 | 繰 延 税 金 負 債 | 0 |
| 貸 倒 引 当 金 | 1,680 | 支 払 承 諾 | 1,000 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 1,717,289 |
| | | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| | | 資 本 金 | 31,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 21,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 8,367 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 60,367 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 421 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 2,615 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 3,036 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 1,285 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 58,616 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,775,905 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,775,905 |

中間連結損益計算書

平成 23 年 4 月 1 日から
平成 23 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------------|---------|
| 経 常 収 益 | 15,994 |
| 資 金 運 用 収 益 | 12,257 |
| (うち貸出金利息) | (6,537) |
| (うち有価証券利息配当金) | (5,696) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 1,973 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 1,725 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 37 |
| 経 常 費 用 | 13,838 |
| 資 金 調 達 費 用 | 4,424 |
| (うち預金利息) | (3,463) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,151 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 302 |
| 営 業 経 費 | 7,580 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 379 |
| 経 常 利 益 | 2,155 |
| 特 別 損 失 | 248 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 1,906 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,081 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 116 |
| 法 人 税 等 合 計 | 965 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益 | 941 |
| 少 数 株 主 利 益 | 38 |
| 中 間 純 利 益 | 902 |

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2社

会社名

ソニーバンク証券株式会社

株式会社スマートリンクネットワーク

なお、株式会社スマートリンクネットワークは、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

非連結の子会社 該当事項はありません。

2. 連結される子会社の中間決算日等に関する事項

連結される子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（当社及び連結される子会社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

その他 2年～20年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込

額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てることとしております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき発生額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第 46 条の 5 に定める金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

当社の金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は255百万円、延滞債権額は1,405百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は2,161百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,822百万円であります。なお、上記1. から3. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 10,799百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| コールマネー | 10,000百万円 |

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券144,448百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は344百万円、保証金は370百万円、信用取引差入保証金は10百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,048百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが16,548百万円あります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,723百万円
- 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。
- 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、10.27%であります。

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額372百万円を含んでおります。
- 当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。
 - 減損を認識した資産の概要
ソニーバンク証券において使用している有形固定資産および無形固定資産
 - 減損損失の認識に至った経緯
将来において設備投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、247百万円を減損損失として計上いたしました。
 - 減損損失の内訳
有形固定資産 7百万円
無形固定資産 240百万円
 - 資産のグルーピングの方法
ソニーバンク証券におけるすべての資産を単一の資産グループとしてグルーピングを実施しております。

(5)回収可能価額の算定方法

当該事業用資産の将来キャッシュ・フロー見積り額を適正な割引率で割り引いて算定した使用価値を回収可能価額としております。

3. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額 779百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 中間連結貸借 対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------------|-----------|--------|
| (1)有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 15,482 | 16,135 | 653 |
| その他有価証券 | 872,320 | 872,320 | - |
| (2)貸出金 | | | |
| 個人 | 706,062 | 778,972 | 72,909 |
| 法人 | 70,467 | 71,336 | 868 |
| 貸倒引当金(*1) | 1,359 | - | - |
| | 775,171 | 850,308 | 75,137 |
| 資産計 | 1,662,974 | 1,738,764 | 75,790 |
| (1)預金 | 1,644,316 | 1,644,852 | 535 |
| 負債計 | 1,644,316 | 1,644,852 | 535 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 3,782 | 3,782 | - |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (28,042) | (28,042) | - |
| デリバティブ取引計 | (24,259) | (24,259) | - |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 有価証券

債券及び投資信託は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBOR ベースのイールドカーブに一定のリスクプレミアムを加味した利率を使用しております。リスクプレミアムについては、個人向け貸出金については一般貸倒引当金の引当率を、法人向け貸出金については格付け別累積デフォルト率を使用しております。

負債

(1) 預金

預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBOR ベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして当社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

| | 種類 | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|----|---------------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの | 国債 | 13,939 | 14,567 | 628 |
| | 社債 | 1,543 | 1,568 | 25 |
| | 小計 | 15,482 | 16,135 | 653 |
| 時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 15,482 | 16,135 | 653 |

2. その他有価証券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

| | 種類 | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------------|--------|---------------------------|---------------|-------------|
| 中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの | 債券 | 432,581 | 428,491 | 4,090 |
| | 国債 | 129,843 | 127,493 | 2,350 |
| | 地方債 | 21,723 | 21,520 | 202 |
| | 社債 | 281,014 | 279,477 | 1,536 |
| | その他 | 171,429 | 167,334 | 4,095 |
| | 外国債券 | 169,132 | 165,048 | 4,084 |
| | その他の証券 | 2,296 | 2,286 | 10 |
| | 小計 | 604,011 | 595,825 | 8,185 |
| 中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの | 債券 | 93,777 | 95,145 | 1,367 |
| | 国債 | 68,999 | 70,226 | 1,226 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | 24,778 | 24,918 | 140 |
| | その他 | 174,531 | 178,246 | 3,714 |
| | 外国債券 | 168,608 | 171,200 | 2,592 |
| | その他の証券 | 5,923 | 7,045 | 1,122 |
| | 小計 | 268,309 | 273,391 | 5,082 |
| 合計 | | 872,320 | 869,217 | 3,102 |

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)

| | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円) | うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの (百万円) |
|-----------|---------------------------|---------------|-------------|---|--|
| その他の金銭の信託 | 14,261 | 14,261 | - | - | - |

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 92,469円1銭
- 1株当たり中間純利益金額 1,455円87銭

(企業結合等関係)

- 平成23年1月26日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付で株式会社ソニーファイナンスインターナショナルのクレジットカード事業を吸収分割により承継いたしました。

(1)結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

クレジットカード事業(株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが、平成22年3月9日より新規に発行しているソニーカード、及び既に発行を開始している2通貨決済機能付クレジットカードに係る事業)

企業結合の法的形式

株式会社ソニーファイナンスインターナショナルを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割であります。

結合後企業の名称

ソニー銀行株式会社

取引の目的を含む取引の概要

クレジットカード発行による決済機能の強化、顧客基盤拡充を目的として、株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが行っているソニーカードに係る事業を当該吸収分割により承継するものであります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

- 当社は平成23年10月26日に以下の内容で劣後特約付借入を実施いたしました。その内容は次のとおりであります。

(1)資金使途

運転資金

(2)借入先

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

(3)借入金額

10,000百万円

(4)借入条件

平成23年10月26日から平成28年10月26日まで年1.1755%

平成28年10月27日から平成33年10月26日まで6カ月円LIBOR+0.698%

(5) 弁済方法

平成 33 年 10 月 26 日 (期限前弁済条項付)

第 11 期 中 間 決 算 公 告

平成 23 年 12 月 27 日

東京都千代田区神田錦町三丁目 26 番地
ソニー銀行株式会社
代表取締役社長 石井 茂

中間貸借対照表（平成 23 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 預 け 金 | 44,139 | 預 金 | 1,645,223 |
| コ ー ル ロ ー ン | 10,000 | コ ー ル マ ネ ー | 10,000 |
| 金 銭 の 信 託 | 12,740 | 借 用 金 | 2,000 |
| 有 価 証 券 | 894,853 | 外 国 為 替 | 10 |
| 貸 出 金 | 776,173 | そ の 他 負 債 | 50,651 |
| 外 国 為 替 | 7,109 | 未 払 法 人 税 等 | 1,088 |
| そ の 他 資 産 | 18,028 | リ ー ス 債 務 | 1 |
| 有 形 固 定 資 産 | 906 | 資 産 除 去 債 務 | 80 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,717 | そ の 他 の 負 債 | 49,480 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 3,296 | 賞 与 引 当 金 | 247 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 1,000 | 退 職 給 付 引 当 金 | 435 |
| 貸 倒 引 当 金 | 1,680 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 86 |
| | | ポ イ ン ト 引 当 金 | 80 |
| | | 支 払 承 諾 | 1,000 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 1,709,735 |
| | | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| | | 資 本 金 | 31,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 21,000 |
| | | 資 本 準 備 金 | 21,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 10,585 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 10,585 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 10,585 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 62,585 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 421 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 2,615 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 3,036 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 59,548 |
| 資 産 の 部 合 計 | 1,769,284 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 1,769,284 |

中間損益計算書

平成 23 年 4 月 1 日から
平成 23 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|---------|
| 経 常 収 益 | 15,165 |
| 資 金 運 用 収 益 | 12,251 |
| (うち貸出金利息) | (6,531) |
| (うち有価証券利息配当金) | (5,696) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 1,138 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 1,725 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 50 |
| 経 常 費 用 | 12,965 |
| 資 金 調 達 費 用 | 4,409 |
| (うち預金利息) | (3,463) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,058 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 302 |
| 営 業 経 費 | 6,816 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 378 |
| 経 常 利 益 | 2,200 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | 2,200 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,015 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 113 |
| 法 人 税 等 合 計 | 902 |
| 中 間 純 利 益 | 1,298 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法（当社の建物は、建物附属設備のみであります。）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 8年～18年 |
| その他 | 2年～20年 |

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 7,050 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 255 百万円、延滞債権額は 1,405 百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 2,161 百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,822 百万円であります。なお、上記2. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 10,799 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 10,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券 144,448 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は344百万円、保証金は367百万円であります。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,048百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,548百万円あります。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,589百万円
8. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円であります。
9. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、10.52%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 372百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------|----|---------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間貸借対照 表計上額を超えるも の | 国債 | 13,939 | 14,567 | 628 |
| | 社債 | 1,543 | 1,568 | 25 |
| | 小計 | 15,482 | 16,135 | 653 |
| 時価が中間貸借対照 表計上額を超えない もの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 15,482 | 16,135 | 653 |

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

| | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) |
|------------|----------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 7,050 |

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価等の記載を省略しております。

3. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|--------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの | 債券 | 432,581 | 428,491 | 4,090 |
| | 国債 | 129,843 | 127,493 | 2,350 |
| | 地方債 | 21,723 | 21,520 | 202 |
| | 社債 | 281,014 | 279,477 | 1,536 |
| | その他 | 171,429 | 167,334 | 4,095 |
| | 外国債券 | 169,132 | 165,048 | 4,084 |
| | その他の証券 | 2,296 | 2,286 | 10 |
| | 小計 | 604,011 | 595,825 | 8,185 |
| 中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの | 債券 | 93,777 | 95,145 | 1,367 |
| | 国債 | 68,999 | 70,226 | 1,226 |
| | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | 24,778 | 24,918 | 140 |
| | その他 | 174,531 | 178,246 | 3,714 |
| | 外国債券 | 168,608 | 171,200 | 2,592 |
| | その他の証券 | 5,923 | 7,045 | 1,122 |
| | 小計 | 268,309 | 273,391 | 5,082 |
| 合計 | | 872,320 | 869,217 | 3,102 |

(金銭の信託関係)

1. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)

| | 中間貸借対照 表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円) | うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円) |
|-----------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の信託 | 12,740 | 12,740 | - | - | - |

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

| | | |
|--------------|-------|-----|
| 有価証券評価損 | 882 | 百万円 |
| 貸倒引当金 | 606 | |
| 賞与引当金 | 100 | |
| その他有価証券評価差額金 | 296 | |
| 繰延ヘッジ損失 | 1,798 | |
| その他 | 704 | |
| 繰延税金資産小計 | 4,390 | |
| 評価性引当額 | 950 | |
| 繰延税金資産合計 | 3,439 | |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延ヘッジ利益 | 3 | |
| その他 | 139 | |
| 繰延税金負債合計 | 143 | |
| 繰延税金資産の純額 | 3,296 | 百万円 |

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 96,046円2銭
- 1株当たり中間純利益金額 2,093円62銭

(企業結合等関係)

- 平成23年1月26日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付で株式会社ソニーファイナンスインターナショナルのクレジットカード事業を吸収分割により承継いたしました。

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

クレジットカード事業(株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが、平成22年3月9日より新規に発行しているソニーカード、及び既に発行を開始している2通貨決済機能付クレジットカードに係る事業)

企業結合の法的形式

株式会社ソニーファイナンスインターナショナルを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割であります。

結合後企業の名称

ソニー銀行株式会社

取引の目的を含む取引の概要

クレジットカード発行による決済機能の強化、顧客基盤拡充を目的として、株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが行っているソニーカードに係る事業を当該吸収分割により承継するものであります。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

1. 当社は平成23年10月26日に以下の内容で劣後特約付借入を実施いたしました。その内容は次のとおりであります。

(1)資金用途

運転資金

(2)借入先

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

(3)借入金額

10,000百万円

(4)借入条件

平成23年10月26日から平成28年10月26日まで年1.1755%

平成28年10月27日から平成33年10月26日まで6カ月円LIBOR+0.698%

(5)弁済方法

平成33年10月26日(期限前弁済条項付)